

宮城県がん対策推進協議会ワーキング部会設置要綱

(設置)

第1 第4期宮城県がん対策推進計画の策定に当たり、計画内容の充実を図るとともに、県の実情に合わせた推進方策や目標設定についての検討を行うため、がん対策推進協議会条例（平成19年宮城県条例第36号）第1条の規定に基づき設置する宮城県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）に、ワーキング部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第4期宮城県がん対策推進計画の原案作成
- (2) 第4期宮城県がん対策推進計画の目標項目及び目標値の設定
- (3) その他必要と認める事項

(構成)

第3 部会に属すべき者は、協議会委員又は各分野の有識者の中から会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理する。

(会議)

第4 部会は部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて部会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5 部会の庶務は、宮城県保健福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。